



広報京丹波

# お知らせ版

令和2年10月16日発行

コロナ関連支援  
特別号③

発行／京丹波町 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6 ホームページ <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>  
編集／企画財政課 電話0771-82-0200(代表)・82-3801(直通) Eメール [kikaku30@town.kyotamba.lg.jp](mailto:kikaku30@town.kyotamba.lg.jp)

京丹波町を窓口とした新型コロナウイルス関連の支援事業をお知らせします

## 住民生活への支援

### 京丹波町子育て世帯特別給付金支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ対象児童一人につき1万円を支給し、生活を支援します。

◆支給対象児童

平成17年4月2日から令和2年9月30日までに生まれた子ども

◆支給対象者

支給対象児童の保護者で、令和2年9月末時点で京丹波町に住所がある者(対象者には別途通知)

◆申請方法

- ①京丹波町から令和2年9月分の児童手当を受給している者は申請不要
- ②「①」以外の者(児童が令和2年9月末時点で京丹波町に住所がある者に限る)は申請が必要

◆支給時期 11月下旬から順次振り込み予定

【問】 こども未来課 電話82-1394

### 京丹波町ひとり親世帯特別給付金支給事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯へ1世帯あたり5万円を支給し、生活を支援します。

◆支給対象者 令和2年10月末時点で京丹波町に住所があり、令和2年11月分の児童扶養手当を受給している者

◆申請方法 申請不要

◆支給方法 児童扶養手当登録口座へ12月下旬振り込み予定

【問】 住民課 電話82-3803

### 傷病手当金の支給について

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている被保険者)が、新型コロナウイルスに感染するなど就労ができず、給与収入が減少した場合に、傷病手当金を支給します。詳しくは、住民課へ問い合わせてください。

【問】 住民課 電話82-3803

### 新型コロナウイルス感染症に関する 証明書交付手数料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響による借入や融資等の手続きに必要な各種証明書の交付手数料を免除します。

◆手数料を免除する証明書

【住民課】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

【税務課】 各種税証明書

◆適用期間 5月1日(金)から令和3年1月29日(金)まで

(状況によって延長する可能性があります)

※すでに有料で証明書を交付されており、還付を請求される方は、担当課へ問い合わせてください。申し出に基づき、発行履歴を確認後、必要書類を送付します。記入した書類を返送いただいた後、還付手続き(口座振替)を行います。

【問】 住民課 電話82-3803 / 税務課 電話82-3802

### 町税の徴収猶予の「特例制度」について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方は、町税等の徴収猶予が受けられます。

◆対象者 令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、前年同期に比べて収入が20%以上減少しており、一時に納付等ができない方

◆猶予期間 1年間

【問】 税務課 電話82-3802

### 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が重篤な傷病を負うなど保険税の納付が困難な世帯は、国民健康保険税が減免となる場合があります。減免を受ける際は、申請が必要となります。

◆対象者(①か②に該当する世帯)

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯主が重篤な傷病を負った世帯
- ②世帯主の収入が前年の収入と比べて30%以上減少した世帯

◆減免対象

令和2年2月1日以降に納期限となる国民健康保険税

詳しくは、税務課へ問い合わせてください。

【問】 税務課 電話82-3802

### 保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が大幅に減少し、保険料(後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料)の納付が困難な方は、保険料の減免制度の対象となる場合があります。減免を受ける際は、申請が必要となります。

詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

【問】 後期高齢者医療保険料	／住民課	電話82-3803
国民年金保険料	／住民課	電話82-3803
介護保険料	／保健福祉課	電話86-1800

### 集会所等新型コロナウイルス対策支援事業

集会所(集落公民館)を「新しい生活様式」へ対応させるために必要な備品(冷暖房設備、換気扇、網戸、非接触型自動水栓、トイレ内人感センサー付き照明器具、サーモグラフィーカメラ等)の購入等経費を補助します。

◆対象者 事業実施団体が行政区または自治会

◆補助金 上限50万円(補助率:10/10)※千円未満切り捨て

◆申請期限 11月30日(月)まで

詳しくは、にぎわい創生課へ問い合わせてください。

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

住民生活への支援については、他に京都府の制度もありますので、府ホームページなどで確認してください。

<https://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/>

支援に関する情報のつづきは、裏面に掲載しています

## 住民生活と事業者への支援

### 水道料金・下水道使用料の支払猶予について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払いが困難な事情がある方は、以下のとおり支払いの猶予をします。支払猶予を受ける場合は、申請が必要となります。

- ◆対象 個人、法人を問わずすべての使用者
  - ◆支払猶予 令和2年3月検針分(4月請求分)から納期限を2カ月延長(猶予期限後も支払い相談可)
- 詳しくは、上下水道課へ問い合わせてください。

【問】 上下水道課 電話83-9105

### 京丹波町スーパープレミアム商品券事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い落ち込む地域経済の回復をめざし、プレミア率30%の「スーパープレミアム商品券」を3億9,000万円規模で発行。多くの方に購入いただきました。

商品券でより楽しく、より豊かに町内での買い物を楽しんでいただくため、取扱店全161店舗のうち、掲載希望のあった48店舗の「おすすめ商品」や「限定商品」などお得な情報をつめこんだ京丹波お買い物ガイドブックを発行していますので、お買い物の際に活用してください。

- ◆取扱店舗 随時募集
  - ◆商品券有効期限 12月31日(木)まで
- 詳しくは、にぎわい創生課へ問い合わせてください。

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

### 「テイクアウト京丹波」事業

新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている町内事業者を応援するため、テイクアウト(持ち帰り)を行っている事業者情報を町ホームページ等に掲載し、利用促進をPRする「テイクアウト京丹波」事業を展開しています。本事業に参加していただける事業者の方々を募集していますので、希望の方は、にぎわい創生課まで連絡してください。

また、テイクアウト取り扱い店舗を掲載したテイクアウト京丹波ガイドブックを発行していますので、みんなでおうちごはんを楽しみ地元ショップを応援しましょう。

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

### 京丹波にぎWAIキャンペーン

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、落ち込んだ観光事業や飲食業のwith・afterコロナ対策として4つの支援キャンペーンを行います。

- ①観光×飲食応援クーポン券発行助成
  - ・クーポン券6,000円分(500円×12枚)を3,000円で販売
- ②宿泊助成(上限3,000円)
  - ・キャンペーン期間中に登録観光施設に宿泊すると、1泊につき30%割引
- ③お店宴会×テイクアウト宴会助成(いずれも上限5万円)
  - ・キャンペーン登録の飲食店で5万円以上お店で宴会した団体等に対して30%割引
  - ・2万円以上のテイクアウト宴会を実施した場合30%割引
- ④観光プラン造成に伴う旅行会社への助成
  - ・本町へのツアー造成を計画した旅行会社に対し、町内バス事業者を活用した場合、バス代経費上限10万円助成(町内事業者以外は上限5万円)

詳しくは、にぎわい創生課へ問い合わせてください。

【問】①京丹波町観光協会 電話89-1717  
②～④にぎわい創生課 電話82-3809

## 事業者への支援

### 新型コロナウイルス対策観光持続化補助金

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、落ち込んだ観光事業やスポーツ施設等の需要拡大を目的に、感染症予防対策と共存する新しい観光事業や低迷するスポーツ施設等の利用促進を図るため支援を行います。

- ◆対象者
    - ①町内の観光施設等において運営を実施している地域や団体で新型コロナウイルス関連に係る国の持続化給付金、京都府及び京丹波町の各支援事業に該当しない事業者
    - ②観光客を誘致するため、体験型観光を継続して実施する事業者及び団体
    - ③町内のスポーツ施設等で合宿等を受け入れる事業者
  - ◆対象事業 ・感染拡大ガイドラインの趣旨に沿った感染防止対策
    - ・運営改善、利用者増加につながる取り組みに必要な経費
    - ・スポーツ施設の送迎費用に対する経費
  - ◆給付額 上限30万円(補助率10/10)※③は6万6千円/1件が上限
  - ◆申請期限 12月28日(月)※③は令和3年3月26日(金)
- 詳しくは、にぎわい創生課へ問い合わせてください。

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

### 京丹波町新型コロナ対策小規模事業者等支援事業

- ◆新型コロナ感染防止対策等応援補助金
    - 【申請期限:令和3年3月12日(金)】
    - ①感染防止対策支援補助金
      - ・店舗や工場等の感染防止対策等に対して補助
      - ・補助率10/10 上限10万円
    - ②業務改善等応援補助金
      - ・業務改善や売上向上等の取り組みに対する補助
      - ・補助率2/3 上限50万円
  - ◆新型コロナ対策新事業展開支援補助金(2次募集)
    - 【申請期限:令和3年1月15日(金)】
    - ・売上回復や課題解決等に向けた新事業展開等に対して補助
    - ・補助率10/10 上限30万円
  - ◆小規模事業者等支援給付金(2次募集)
    - 【申請期限:令和3年1月15日(金)】
    - ・1カ月の売上が前年同月比30%～50%未満で減少した事業者に対して、上限30万円の範囲で給付金を給付

申請方法や提出書類等、詳しくはにぎわい創生課へ問い合わせてください。
- 【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

### 固定資産税の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等にかかる収入が減少した中小事業者の方は、令和3年度の固定資産税の一部または全額が減額となる場合があります。

- ◆対象事業者
  - 租税特別措置法に規定されている中小事業者などで、令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同時期と比較して30%以上減少している事業者
- ◆対象となる固定資産
  - 事業用家屋、償却資産(土地や住宅用の家屋は対象となりません)
- ◆申請期限
  - 令和3年2月1日(月)まで

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください→



【問】 税務課 電話82-3802

他に国や京都府の支援制度がありますので、府ホームページなどで確認してください。  
<https://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/>